

高屋東小学校いじめ防止基本方針

平成26年8月策定

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、高屋東小学校は、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「高屋東小学校いじめ防止基本方針」を定め、学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」を、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、大人には見えにくく、発見することが難しいという特性があり、大人が見逃していたり、見過ごしていたりする可能性がある。いじめの対応においては、認知件数の多寡のみを問題とするのではなく、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握により、早期に発見（認知）し、早期に対応するなど、学校全体で組織的に取り組むことが重要である。

3 いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものであり、次に示す視点を中心として、取組を推進する。

（１）いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるよう、「知・徳・体」の基礎・基本の充実を図る。

（２）児童の主体的な活動の支援

児童が自律して自分達でいじめのない学校を目指して取り組んでいくことが重要であることから、児童会活動の中に、いじめの防止等のための活動を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対策

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また、いじめ防止対策推進法第2条により設置する「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち組織的に対応する。

(5) 学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 高屋東小学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止のため、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、校長のリーダーシップの下、生徒指導体制を確立する。また、この「学校いじめ基本方針」に基づき、「いじめ防止委員会」を中心として、学校の実情に応じ、次のような取組を体系的・計画的に進める。

(1) いじめ防止委員会（毎月1回実施）の設置

ア 「いじめ防止委員会」の委員は次の教職員で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭

イ 「いじめ防止委員会」は、校務運営組織に位置付ける。

(2) いじめの防止に係る児童への指導

ア どのような行為がいじめに当たるのか、いじめられた児童にどのような影響を与えるのか、いじめはどのような構造なのかなど、いじめについて正しく理解させる。

イ 社会体験や生活体験の機会を設け、児童の人間性や社会性を育み、豊かな情操を養う。

ウ 異学年集団活動を充実させることを通して、自己有用感の高い集団づくりを進めるとともに、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

エ 自分自身がいじめられていることや友人等がいじめられている事実を教職員や家族、相談機関に伝えることは、適切な行動であることを理解させる。

(3) 児童の主体的な活動の支援

児童会の活動の中に、いじめ防止のための集会を計画し、児童が委員会活動を通じて主体的に活動できるよう支援する。

(4) 生徒指導体制及び教育相談体制の構築

ア いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る校内研修を実施する。

イ いじめの防止及びいじめ発生時の対応等に係る保護者・関係機関等との連携を進める。

ウ いじめの防止及びいじめの早期発見に係る定期的、計画的なアンケート調査及び個別面談を実施する。

エ いじめの防止等に係る保護者への啓発及び広報を行う。

オ いじめの防止等に係る相談窓口の設置及び広報を行う。

カ いじめ発生時の対応フロー図を作成する。

キ 必要に応じて、スクールガードリーダー、心理や福祉の専門家、医師、弁護士等の外部専門家

を招聘する。

(5) 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

(6) 重大事態発生時の対応

調査組織（プロジェクトチーム）を編成するとともに、対応フロー図に基づいて対応を行う。
（別途定める）

「重大事態」とは、次に掲げる場合を指す。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

5 重大事態への取組

重大事態が発生した場合は、速やかに東広島市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチームを編成し、調査等の適切な取組を行う。

6 見直し

高屋東小学校いじめ防止基本方針は、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証および見直しを行う。この高屋東小学校いじめ防止基本方針は、

平成31年4月1日から改正実施する。

令和2年4月1日から改正実施する。

令和6年4月1日から改正実施する。

【いじめ発覚時の指導の進め方と留意点】

★太枠内は重大事態への対応

①情報収集

- ・発見した教職員が状況を整理。管理職・生徒指導主事に報告する。
- ・具体的な事実を時系列で整理する。
- ・養護教諭，専科，担任など当該児童に関わりのある全ての教職員からも情報収集をする。

★プロジェクトチームの設置

東広島市教育委員会に報告
必要に応じて警察・消防に連絡

②事実確認 ★個別に行う ★教職員は複数で対応する ★記録に残す

- 1) 被害児童からの聞き取り・・・時間，場所，状況に配慮する。
具体的な事実を時系列で確認する。
徹底して守り通すという態度を示す。
心情に寄り添いながら具体的な事実と思いを丁寧に聞き取る。
- 2) 周囲の児童からの聞き取り・・・加害児童の状況，人間関係に十分配慮して行う。
自書させる場合もある。
- 3) 加害児童からの聞き取り・・・被害児童，周囲の児童からの聞き取りを基に，事実確認を行う。
★事実が食い違っていた場合，再度個別に聞き取りを行う。

③指導方針の検討

- ・児童からの情報，事実確認をもとに今後の対応及び指導方針を検討する。

★緊急職員会議を開く

状況説明
対応方針の確認
教職員の役割分担
今後の対応について指示

④保護者対応 ★事実確認で把握した状況について丁寧に説明する。

- ★学校の指導方針を説明する。「いじめを許さない」という強い認識を伝える。
- ★児童の家庭での状況について聞き取る。

- 1) 被害児童の保護者への説明
- 2) 加害児童の保護者への説明



⑤加害児童に対する特別な指導

- ・行った行為を振り返らせ、問題点を整理させる。(反省文などを書かせる場合もあり)
- ・被害児童の気持ちを理解させる。



⑥人間関係の修復

- ・被害児童の保護者と連携し、意向を反映させて、謝罪の場を設定する。
- ・今後よりよい人間関係が構築できるように援助する。



⑦学級に対する指導

- ・周りでいじめをはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりした児童の指導を行う。
(いわゆる傍観者がなぜいけないかなどの指導)
- ・いじめを許さない集団づくりをするため、構成的グループエンカウンターなど積極的な生徒指導を行う。



⑧指導後の状況把握

- ・当該児童に対する積極的な声掛けをする。
- ・保護者との連携をする。
- ・授業や日常生活での状況把握に努める。



★全校児童への指導

- プライバシーを守ること
- 被害児童及び保護者の了解を取ること



- ★必要に応じて保護者説明会を開く
- ★東広島市教育委員会への報告
- ★未然防止のあり方について検討